

令和元年度 共通仕様書（土木工事編） 改正概要
（令和元年10月1日改正）

1. 共通仕様書（土木工事編Ⅰ）

番号	項目	内容	掲載頁
1	第1編 共通編 1-1-8 コリNZ (CORINS) 登録	<p>登録確認方法の変更（メールによる確認）</p> <p>「～「登録のための確認のお願い」を作成し、監督員の確認を受けたうえ～」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「～「登録のための確認のお願い」をコリNZから監督員にメール送信し、監督員の確認を受けたうえ～」</p> <p>変更登録に関する文言削除（金額のみの変更でも登録）</p> <p>「<u>なお、変更時の登録は、工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、工事請負代金のみ変更の場合は、原則として登録を必要としない。</u>」</p> <p>工事完成後の訂正・削除に関する文言追加</p> <p>「<u>本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリNZから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録機関に登録申請しなければならない。</u>」を追加</p>	(I)9
2	1-1-29 施工管理	<p>監督員への通知時期の変更（手戻り防止）</p> <p>「5. 受注者は、施工に際し施工現場周辺並びに他の構造物及び施設などへ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。また、<u>影響が生じるおそれがある場合、または影響が生じた場合には直ちに監督員へ通知し、～</u>」に変更</p> <p>デジタル工事写真の小黑板情報電子化について記載</p> <p>「8. (3) ～～。なお、<u>デジタル工事写真の小黑板情報電子化を行う場合は共通仕様書（土木工事編Ⅱ）写真管理基準の「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」に基づき実施しなければならない。</u>」を追加</p> <p>※上記に伴い、土木工事編Ⅱ巻末(Ⅱ 497-498)に「デジタル工事写真の小黑板情報電子化」を追加</p>	(I)31
3	1-1-40 諸法令の遵守	<p>法律改正年月・法律番号を最新に改正</p> <p>※他頁文中表記も合わせて改正</p>	(I)44

番号	項目	内容	掲載頁
4	3-2 適用すべき諸基準	<p>新規基準の追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「流動性を高めたコンクリートの活用検討委員会 流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成 29 年 3 月）」 ・「機械式鉄筋継手工法技術検討委員会 現場打ちコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 29 年 3 月）」 ・「橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート構造物における埋設型枠・プレハブ鉄筋に関するガイドライン（平成 30 年 6 月）」 ・「橋梁等のプレキャスト化及び標準化による生産性向上検討委員会 コンクリート橋のプレキャスト化ガイドライン（平成 30 年 6 月）」 ・「道路プレキャストコンクリート工技術検討委員会ガイドライン検討小委員会 プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手工法ガイドライン（平成 31 年 1 月）」 	(I)73
5	3-5-4 材料の計量及び練混ぜ	<p>1. 計量装置に文言追加</p> <p>「(1) ～～また、<u>練混ぜに用いた各材料の計量値を記録しておかなければならない。</u>」を追加</p>	(I)78
6	3-6-4 打設	<p>文言の追加</p> <p>「1 2. ～～吐出口と打込み面までの高さは 1.5m 以下とするものとする。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「1 2. ～～吐出口と打込み面までの<u>自由落下</u>高さは 1.5m 以下とするものとする。」</p> <p>項目の削除</p> <p>「<u>1 6. 受注者は、コンクリートの打上りに伴い、不要となったスペーサを可能なかぎり取除かなければならない。</u>」を削除</p>	(I)83
7	3-6-6 沈下ひび割れに対する処置	<p>文言の変更</p> <p>「2. ～～品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「2. ～～品質の低下を招かないように<u>適切な時期</u>に行わなければならない。」</p>	(I)84

番号	項目	内容	掲載頁
8	3-6-7 打継目	<p>文言の変更</p> <p>「1. ～～構造物の強度，耐久性，水密性及び外観害さないように，その位置，方向及び施工方法を定め，事前に監督員の承諾を得なければならない。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「1. ～～構造物の性能を損なわないように，その位置，方向及び施工方法を定め，事前に監督員の承諾を得なければならない。」</p> <p>「2. ～～せん断力の小さい位置に設け打継面を部材の圧縮力の作用する方向と直角になるよう施工しなければならない。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「2. ～～の小さい位置に設け，PC鋼材定着部背面等の常時引張応力が作用する断面を避け打継面を部材に圧縮力が作用する方向と直角になるよう施工することを原則とする。」</p> <p>「3. ～～打継目に，ほぞ，または溝を造るか，鋼材を配置して，これを補強しなければならない。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「3. ～～打継目に，ほぞ，または溝の凹凸によるせん断キーで抵抗する方法や，差し筋等の鉄筋によって打継目を補強する方法等の対策を講ずることとする。また，これらの対策は，所要の性能を満足することを照査した上で実施する。」</p>	(I)84
9	3-6-9 養生	<p>項目の追加 (協議の追加)</p> <p>「2. (2) 受注者は，<u>庸熱ポルトランドセメントや低熱ポルトランドセメント等の表3-3に示されていないセメントを使用する場合には，湿潤養生期間に関して監督員と協議しなければならない。</u>」を追加</p>	(I)85
10	3-7-5 継手	<p>文言の追加</p> <p>「6. ～～鉄筋直径の25倍を加えた長さ以上としなければならない。<u>継手が同一断面となる場合は，継手が確実に施工でき，継手付近のコンクリートが確実に充填され，継手としての性能が発揮されるとともに，構造物や部材に求められる性能を満たしていることを確認しなければならない。</u>」を追加</p>	(I)88

番号	項目	内容	掲載頁
11	3-7-6 ガス圧接	<p>文言の変更</p> <p>「4. 受注者は、圧接面を圧接作業前にグラインダ等でその端面が直角で平滑となるように仕上げるとともに、～～」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「4. 受注者は、<u>圧接しようとする鉄筋の両端部は、(公社)日本鉄筋継手協会によって認定された鉄筋冷間直角切断機を使用して切断しなければならない。自動ガス圧接の場合、チップソーをあわせて使用するものとする。ただし、すでに直角かつ平滑である場合や鉄筋冷間直角切断機により切断した端面の汚損等を取り除く場合は、ディスクグラインダで端面を研削するとともに、～～</u>」</p>	(I)89
12	3-13-4 運搬・打設	<p>文言の追加（協議の追加）</p> <p>「(6) 受注者は、～～。<u>やむを得ず、流水中や水中落下高さが50cmを超える状態での打込みを行う場合には、所要の品質を満足するコンクリートが得られることを確認するとともに、設計図書に関して監督員と協議しなければならない。</u>」を追加。</p>	(I)99
13	第2編 材料編 第1章 第2節 工事材料の品質及び確認	<p>品質規格証明書の押印についての記載を追加</p> <p>「<u>2. 品質規格証明書は、証明書発行日が記載されたものとし、証明者の押印により証明されたものとする。</u>」を追加</p>	(I)107
14	2-6-1 一般事項	<p>文言の追加</p> <p>「4. ～～。ただし、<u>保管期間が長期にわたると品質が変動する可能性がある</u>ので、<u>長期間貯蔵したセメントは使用してはならない。</u>」を追加</p> <p>「7.」及び「9.」同様追加</p>	(I)128
15	2-12-2 区画線	<p>塗料有効期限の追加</p> <p>「<u>3. 塗料の有効期限は、製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。</u>」を追加</p>	(I)148
16	第3編 土木工事共通編 1-3-2 材料	<p>鋼製材料の早期劣化が想定される場合の防錆・防食強化について追加</p> <p>「(7) <u>鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合(支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む)において、支柱地際部の比較</u></p>	(I)158

番号	項目	内容	掲載頁
20	1-6-17 オーバーレイ工	クラック抑制シート張りの継目について明示 「 <u>1. (5) 受注者は、クラック抑制シート張りの継目については、シートの重ね合わせを5～8cm程度としなければならない。</u> 」	(I)266
	1-6-18 アスファルト舗装補修工	上記同内容を追加	(I)267
21	1-7-9 固結工	中層混合処理について追加 「6. 受注者は、中層混合処理に施工については、以下の各号の規定によらなければならない。 (1) ～～ (略) (2) ～～ (略) (3) ～～ (略) 」	(I)274
22	1-12-3 桁製作工	溶接における予熱について4鋼種 (SBHS400, SBHS400W, SBHS500, SBHS500W) を下記の表に追加 ・表1-50 予熱温度の標準 ・表1-51 予熱温度の標準を適用する場合の P_{cm} の条件 表1-52に「 P_{cm} と予熱温度の標準」を追加	(I)301 (I)302
23	第19節 標識工	標識工について追加 「舗装」「道路維持」「道路修繕」の頁は引用規定文に変更	(I)339
24	<u>第4編 道路編</u> 第6章第2節 適用すべき諸基準	新規基準の追加 ・「厚生労働省 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン(平成30年1月)」	(I)416
25	6-3-2 掘削工	切羽監視責任者の配置について明示 「 <u>9. 切羽監視責任者は、原則専任で配置するものとする。ただし、現場の状況によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督員と協議し配置不要とすることができる。</u> 」を追加	(I)417
26	第14章第2節 適用すべき諸基準	新規基準の追加 ・「日本道路協会 道路トンネル維持管理便覧(付属施設編)(平成28年11月)」	(I)458

番号	項目	内容	掲載頁
33	3-1-3-29-1, 3 側溝工	<p>基準高および幅・深さに関する測定基準の追加【ICT関連】</p> <p>・「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）</u>」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>延長に関する測定基準の追加</p> <p>・ただし、「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）</u>」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>	(II)64-65 (II)66-67
34	3-1-3-31 現場塗装工	<p>塗装面積 200m² 以上 500m² 未満の場合の測定点数を明確化</p> <p>・ただし、1 ロットの面積が <u>200 m²以上 500 m² 未満の場合は 25 点、200 m²に満たない場合は 10 m²ごとに 1 点とする。</u></p> <p><u>200 m²未満 10 m²ごとに 1 点</u> <u>200 m²以上 500 m²未満 25 点</u> <u>500 m²以上 500 m²毎に 25 点</u> <u>（例：700 m²の場合</u> <u>700/500=1.4 ロット≒2 ロット</u> <u>2 ロット×25 点=50 点）</u></p>	(II)66-67
35	3-1-4-3-1, 2 基礎工（護岸） 3-1-5-3-1～3 コンクリートブロック工 3-1-5-4 緑化ブロック工 3-1-5-5 石積（張）工 6-1-5-6-4 海岸コンクリートブロック工 6-1-6-5 コンクリート被覆工	<p>測定基準の追加【ICT関連】</p> <p>・「<u>TS等光波方式を用いた出来形管理要領（護岸工編）（案）</u>」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	(II)68-69 (II)74-75 (II)76-77 (II)256-257 (II)258-259

番号	項目	内容	掲載頁
36	3-1-6-15 路面切削工	幅に関する測定基準を一部改正 ・幅は、 <u>延長 40m毎に 1ヶ所の割とし、延長 40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする</u>	(Ⅱ)152-153
37	3-1-6-17-2 オーバーレイ工 (面管理の場合)	新規【ICT関連】	(Ⅱ)154-155
38	3-1-7-2 路床安定処理工	測定基準の一部改正 ・ <u>施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m)につき 1ヶ所、延長 40m (50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。</u> 測定基準の追加【ICT関連】 ・ <u>「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 Lを確認(実測は不要)。</u>	(Ⅱ)156-157
39	3-1-7-4-2 表層安定処理工 (ICT施工の場合)	新規【ICT関連】	(Ⅱ)158-159
40	3-1-7-9-2 固結工 (中層混合処理)	新規	(Ⅱ)162-163
41	3-1-14-2-1, 2 植生工 3-1-14-3 吹付工	法長に関する測定基準の追加【ICT関連】 ・ <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「TS(ノンプリ)を用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、 「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領(土工編)(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>	Ⅱ)188-189 (Ⅱ)190-191 (Ⅱ)192-193

番号	項目	内容	掲載頁
	3-1-14-2-1, 2 植生工 3-1-14-3 吹付工	延長に関する測定基準の追加【ICT関連】 ・管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「TS（ノンプリ）を用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「RTK-GNSSを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。このほか、「地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」、「地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理要領（土工編）（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	(Ⅱ)188-189 (Ⅱ)190-191 (Ⅱ)192-193
42	4-2-4 歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工	基準高に関する測定基準の一部改正 ・「※基準高は、～～。また全測点の <u>道路中心及び端部</u> の高さを測定すること。」 ↓ 「～～また、全測点の <u>両端部2点</u> で測定する。」	(Ⅱ)208-209
43	4-2-5-9 排水性舗装用路肩 排水工	基準高、延長に関する測定基準を追加【ICT関連】 ・なお、従来管理のほかに「TS等光波方式を用いた出来形管理要領（舗装工事編）（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	(Ⅱ)210-211
●品質管理基準			
44	1 セメント・コンクリート 1 2 転圧コンクリート 1 9 吹付工 2 0 現場吹付法 砕工 2 5 コンクリートダム	練混ぜ水の水質試験（回収水の場合）における試験基準（頻度）の追加 ・ <u>スラッジ水の濃度は1回／日</u>	(Ⅱ)298-299 (Ⅱ)344-345 (Ⅱ)360-361 (Ⅱ)364-365 (Ⅱ)378-379

番号	項目	内容	掲載頁
45	1 セメント・コンクリート 2.5 コンウリートダム 2.6 覆工コンクリート (NATM)	<p>単位水量に関する規格値の一部改正</p> <p>・「なお、<u>「15kg/m³ 以内で安定するまで」</u>とは、<u>2 回連続して 15kg/m³ 以内の値を観測することをいう。</u>」を追加</p> <p>・「その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15 kg/m³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。」</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>「<u>その後の配合設計±15kg/m³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。</u>」</p>	(Ⅱ)300-301 (Ⅱ)380-381 (Ⅱ)388-389
46	1 セメント・コンクリート	<p>単位水量測定、ひび割れ調査およびテストハンマーによる強度試験の対象構造物、圧縮強度試験における重要構造物(公的試験機関実施対象物)にロックシェッドを追加</p> <p>・(6) <u>スノーシェッド・スノーシェルター、ロックシェッド</u></p>	(Ⅱ)300-301 (Ⅱ)302-303 (Ⅱ)304-305
47	1 セメント・コンクリート 2.6 覆工コンクリート (NATM) 2.7 吹付コンクリート (NATM)	<p>スランブ試験、圧縮強度試験および空気量測定における試験基準(頻度)の明確化</p> <p>・<u>工種毎に1日1回以上または20 m³~150 m³ごとに1回の割合のうち測定頻度の高い方で実施する。なお、20 m³~150 m³の範囲は監督員との協議による。</u></p> <p>※覆工コンクリートスランブ試験、吹付けコンクリート圧縮強度試験を除く</p>	(Ⅱ)300-301 (Ⅱ)302-303 (Ⅱ)304-305 (Ⅱ)388-389 (Ⅱ)396-397
48	1 セメント・コンクリート	<p>圧縮強度試験における胴込コンクリート等施工の場合の試験頻度の緩和について追加</p> <p>・<u>ただし、基礎コンクリート、石積・ブロック積(張)の胴込コンクリート、裏込コンクリート、天端コンクリート、調整コンクリート等は、1工事当り工事規模に応じて1~3回程度とすることができる。</u></p>	(Ⅱ)302-303

番号	項目	内容	掲載頁
49	5 ガス圧接	<p>外観試験（施工前試験および施工後試験）における規格値の改正（対象の明確化）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱間押抜法以外の場合 ①（略） ②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、<u>両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</u> ③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、<u>細い方の鉄筋</u>）の1.1倍以上。ただし、<u>両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</u> ④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（<u>径が異なる場合は、細い方の鉄筋</u>）の1/4以下。 ⑤折れ曲がりの角度が2°以下。 ⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、<u>細い方の鉄筋</u>）の1/5以下。 ⑦⑧（略） 	<p>(Ⅱ)312-313 (Ⅱ)314-315</p>
50	2 6 覆工コンクリート (NATM)	<p>ひび割れ発生状況の調査基準を明示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況調査」を実施する。</u> 	(Ⅱ)390-391
51	3 9 中層混合処理	新規	(Ⅱ)416-417
●写真管理基準			
52	写真管理基準（案）	<p>映像記録についての記述を追加</p> <p>1-1 適用範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>また、写真を映像と読み替えることも可とする。</u> <p>2-6 撮影の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>(3) 夜間など通常のカメラによる撮影が困難な場合は赤外線カメラを用いる等確認可能な方法で撮影する。</u> ・<u>(4) フレームレートは、実速度で撮影する場合は、30fps程度を基本とする。高倍速での視聴を目的とする場合は、監督員と協議の上、撮影時に必要な間隔でタイムプラス映像を撮影することができる。</u> 	(Ⅱ)421-424

番号	項目	内容	掲載頁
53	写真管理基準（品質管理）	中層混合処理に関する基準を新規追加	(Ⅱ)437
54	写真管理基準（出来形管理）	中層混合処理に関する基準を新規追加	(Ⅱ)470
55	デジタル工事写真の小黑板情報電子化	共通仕様書（土木工事編Ⅰ）1-1-29 施工管理の改正（番号2）に伴い追加	(Ⅱ)497

3. 共通仕様書（土木工事編Ⅲ）

番号	項目	内容	掲載頁
56	2. 様式	<p>工事書類について国土交通省様式での提出を可とした。</p> <p>注意書きの追加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>国土交通省様式の使用欄に○印のある様式については、国土交通省様式での提出も可とする。</u> <p><u>国土交通省様式は東北地方整備局HPより確認すること。</u></p> <p>http://www.thr.mlit.go.jp/bumon/b00097/k00910/kyoutuu/H31siyousho/h31siyousho.htm</p> <p><u>なお、国土交通省様式で提出する場合は、「総括監督員・主任監督員・監督員」の欄及びあて先を県仕様に修正すること。</u></p> <p><u>また、県に定めのない様式については、国土交通省様式での提出を可とする。</u></p> <p>提書類出一覧表を改正</p> <p>国交省様式の使用を可とするもの</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 請負代金内訳書 2 工程表 4 施工体系図（参考様式1） 施工体制台帳（参考様式3の1、3の2） 8 確認書 8-3 工事履行報告書 10 工事打合せ簿 	<p>(Ⅲ)2. 様式見出し</p> <p>(Ⅲ)14-17</p>

